

○熱海市立澤田政廣記念美術館条例

昭和62年3月19日

条例第1号

題名改称 平成16年10月6日条例第23号

改正 平成9年3月26日条例第2号

平成14年3月26日条例第12号

平成16年10月6日条例第23号

(題名改称)

平成18年6月30日条例第21号

平成22年6月30日条例第9号

平成24年12月20日条例第22号

平成26年3月14日条例第4号

平成27年3月13日条例第12号

令和2年3月18日条例第5号

令和4年3月17日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、梅園の有料公園施設である熱海市立澤田政廣記念美術館（以下「記念美術館」という。）の設置及び管理等に関し、熱海市都市公園条例（昭和41年熱海市条例第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平16条例23・平18条例21・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 記念美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熱海市立澤田政廣記念美術館	熱海市梅園町

(平16条例23・一部改正)

(事業)

第3条 記念美術館は、澤田芸術を永く後世に伝えるとともに、美術に対する知識の向上と文化の発展に寄与するため、澤田政廣の作品及び美術コレクション（以下「記念美術館資料」という。）の展示及び保管を行う。

(平16条例23・一部改正)

(開館時間)

第4条 記念美術館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(平14条例12・平16条例23・平24条例22・一部改正)

(休館日)

第5条 記念美術館の休館日は、月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たる場合を除く。）とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(平14条例12・平16条例23・平24条例22・平27条例12・一部改正)

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、退館を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 施設、器物、資料等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯しているとき。
- (4) その他管理上支障があると認めたとき。

(令4条例6・全改)

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に記念美術館の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の記念美術館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更
- (2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
- (3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令
- (4) 記念美術館の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行

う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(令4条例6・追加)

(指定管理者の指定の手続等)

第8条 指定管理者の指定の手続等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(令4条例6・追加)

(入館料の納付)

第9条 利用者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の入館料の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料の額を公表しなければならない。

4 入館料は、指定管理者の収入とする。

(令4条例6・追加)

(入館料の減免)

第10条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。

(令4条例6・追加)

(入館料の不還付)

第11条 既納の入館料は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(令4条例6・旧第7条線下・一部改正)

(特別観覧)

第12条 教育委員会は、記念美術館資料について学術研究等のために特に必要があると認めるときは、当該資料の熟読、熟覧、模写、撮影又は研究等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者に対して当該特別観覧を許可することができる。

2 前項の許可には、記念美術館の管理のために必要な限度において条件を付することができる。

(平14条例12・平16条例23・平24条例22・一部改正、令4条例6・旧第8条繰下)

(損害賠償)

第13条 記念美術館の資料、器物、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(平14条例12・平16条例23・一部改正、令4条例6・旧第10条繰下)

(記念美術館資料等の寄贈等)

第14条 教育委員会は、記念美術館に記念美術館資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 前項に規定する寄贈又は寄託を受けた記念美術館資料等が、天災その他の不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会はこの責めを負わない。

(平14条例12・平24条例22・一部改正、令4条例6・旧第11条繰下・一部改正)

(運営協議会の設置)

第15条 記念美術館の適正かつ円滑な運営を図るため、熱海市立澤田政廣記念美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項を調査協議する。

(1) 記念美術館の運営及び事業計画に関すること。

(2) その他教育委員会が必要と認めること。

3 委員の数は、7人以内とし、委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平14条例12・平16条例23・平24条例22・一部改正、令4条例6・旧第12条繰下)

(会長)

第16条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

(令4条例6・旧第13条繰下)

(会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(令4条例6・旧第14条繰下)

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、文化施設担当課において処理する。

(平16条例23・平27条例12・一部改正、令4条例6・旧第15条繰下)

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平14条例12・一部改正、平24条例22・旧第17条繰上・一部改正、令4条例6・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(協議会の招集の特例)

2 この条例施行後最初に行われる協議会は、第14条第1項の規定にかかわらず、教育委員会がこれを招集する。

附 則 (平成9年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に既に使用等の許可を受けている場合の使用料等については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年条例第12号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第23号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月3日から施行する。

附 則 (平成18年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 1 条及び第 3 条の規定 平成 23 年 1 月 1 日

附 則（平成 24 年条例第 22 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行の際現に効力を有する附則第 3 項から前項までの規定による改正前の次に掲げる条例の規定により市長が行った処分その他の行為については、附則第 3 項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の相当規定により熱海市教育委員会が行った処分その他の行為とみなす。

(1) 熱海市立澤田政廣記念美術館条例

附 則（平成 26 年条例第 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年条例第 12 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 5 号）抄

1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 6 号）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の熱海市立澤田政廣記念美術館条例第 8 条、第 3 条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例第 8 条、第 4 条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫記念館条例第 8 条、第 5 条の規定による改正後の熱海市立伊豆山郷土資料館条例第 8 条及び第 6 条の規定による改正後の熱海市凌寒荘条例第 8 条の規定による指定管理者の指定の手續等については、この条例の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る

指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

（平27条例12・全改、令2条例5・令4条例6・一部改正）

1 常設展示

区分		一般	市民、団体等
入館料 （1人1回につき）	大人	380円	250円
	中学生・高校生	250円	120円

備考

(1) 「市民、団体等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有する者及び熱海市別荘等所有税条例（昭和60年熱海市条例第23号）第2条に規定する別荘等の所有者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 20名以上の集まりで入館する者

エ 誘客施策の一環として市長が別に定めた証明書類を提示した者

(2) 「大人」とは、中学生・高校生以外の者（中学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいい、「中学生・高校生」とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

2 企画展示

1, 000円を限度として市長がその都度定める額